

指定介護老人福祉施設運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人寿幸会介護老人福祉施設旭ヶ丘特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）が行う、指定介護老人福祉施設事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業を行う者（以下「事業者」という。）は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、妥当適切な処遇を行うものとする。

2 事業所は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するように努めるものとする。

3 施設サービスの提供に当たっては、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行い、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明するものとする。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保険、医療又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 自ら提供する指定介護老人福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

6 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 介護老人福祉施設 旭ヶ丘特別養護老人ホーム
- （2）所在地 神奈川県相模原市緑区根小屋2363番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、利用者の処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種につきては兼任又は兼務することができる。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 事務職員 4名(常勤兼務4名)
施設の会計事務その他一般事務に関すること。
- (3) 生活相談員 1名(常勤兼務)
利用者の日常生活の指導、相談、援助に関すること。
- (4) 介護職員 21名(常勤兼務17名、非常勤兼務4名)
利用者の介護、生活指導に関すること。
- (5) 看護師 3名以上(常勤換算)
利用者の保健衛生に関すること。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上(非常勤兼務)
利用者の機能訓練に関すること。
- (7) 管理栄養士 1名以上(常勤換算)
利用者の給食及び栄養管理に関すること。
- (8) 調理員 5名以上(常勤換算)
利用者の給食調理に関すること。
- (9) 医師(嘱託) 2名(非常勤兼務2名)
保健衛生管理に関すること。

(員数は令和7年4月1日現在)

(勤務体制の確保等)

第5条 事業所は、利用者に対し適切な指定サービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

2 利用者に対する指定サービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3 事業所は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。その際、事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備します。採用時研修を採用後12か月以内に実施します。

4 事業所は、適切な指定サービスの提供を確保する観点から、職場にお

いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(入所定員)

第6条 指定介護老人福祉施設の入所定員は50名とする。

(指定介護老人福祉施設サービスの提供方法及び内容)

第7条 指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、施設サービス計画に基づき入所者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営なむことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとする。

- (1) 入所者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとする。
- (2) 1週間に2回以上は適切な方法により、入浴させ又は清しきするものとする。
- (3) 入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うものとする。また、おむつを使用せざるを得ない入所者については、おむつを適切にとりかえるものとする。
- (4) 前各号に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- (5) 入所者の食事は、栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行い、その者の自立支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うものとする。
- (6) 入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を送る上で必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。
- (7) 常に入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。
- (8) 適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- (9) 常に入所者の家族と連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の確保に努めるものとする。

2 施設サービス計画の作成は介護支援専門員が行い、計画の作成にあたっては、入所者及び家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、サービス提供にあたる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標、達成時期、内容、留意すべき事項等を記載した原案を作成し、入所者に説明し同意を得るものとする。また、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

3 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に

対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供開始についての同意を得るとともに指定介護老人福祉施設入所契約書を結ぶものとする。

4 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（利用料及びその他の費用）

第8条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料は、（当該指定介護福祉施設サービスが法定代理受領サービスである場合を除く。）厚生労働大臣の定める基準によるものとする。

2 その他の費用としては次の各号のとおりとする。

（1）食事料及び居住費並びに介護保険給付対象外サービスについては、別表介護老人福祉施設サービス利用料金表記載の料金による。

（2）前各号に掲げるもののほか、この事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とされるものの費用で、その利用者に負担いただくことが適当と認められる費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

4 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、受けたサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付するものとする。

（利用料及びその他の費用の変更）

第9条 前条第1項及び第2項第1号（介護保険基準サービスの対象となる部分）に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとする。

2 前条第2項第1号（介護保険基準サービスの対象とならない部分）及び第2項第2号から第4号に定めるサービス料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用申込者等に対してあらかじめ説明した上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとする。

3 利用申込者等は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 入所にあたっては、「入所のしおり」を配布する。また、持込

みの制限があるので事前に問い合わせ等して確認してもらうものとする。

2 職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教、政治、営利活動を行うことはきないものとする。

3 火気の取り扱いに注意し、所定の事項を遵守すること。

4 建物、備品その他の器具を破損若しくは持ち出さないこと。

5 けんか、口論又は暴力等他人の迷惑にならないこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとします。

(1) 事故発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員等に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第12条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

(虐待防止に関する事項)

第13条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 施設は、指定サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

賠償を速やかに行うものとします。

（身体的拘束等）

第14条 施設は、指定サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所

者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。なお、当該記録は5年間保存するものとします。

3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

（1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（3） 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

（緊急時等の対応方法）

第15条 施設は、現に指定サービス提供を行っているときに、入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て施設が定めた配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法によって速やかに対応することとします。

2 施設は、前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時にお

ける対応方法の変更を行います。

（衛生管理）

第16条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととします。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

（1）施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（2）施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3）施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。

（4）前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととします。

（業務継続計画の策定等）

第17条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指

定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施するものとします。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会）

第18条 施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減

減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催するものとします。

（秘密保持等）

第 19 条 従業者は、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を洩らさないことを厳守します。

2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入所者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入所者又は代理人の同意を得ることとします。

（苦情対応）

第 20 条 施設は、その提供した指定サービスに係る入所者及びその家族か

らの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとします。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとします。

3 施設は、提供した指定サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

4 施設は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとします。

5 施設は、提供した指定サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

6 施設は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとします。

（地域との連携等）

第 21 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動

等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。

2 施設はその運営に当たっては提供した指定サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとします。

(協力医療機関等)

第22条 施設は、入所者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定め、次の各号に掲げる体制を構築します。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長）に届け出ます。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとします。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとします。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとします。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとします。

(記録の整備)

第23条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し

ておくものとします。

- 2 施設は、入所者に対する指定サービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間（介護報酬に関しては5年間）保存するものとします。

（掲示）

第24条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

- 2 施設は、原則として、重要事項をホームページに掲載します。

（損害賠償）

第25条 施設は、入所者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、施設及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

（その他運営についての留意事項）

第26条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、入所者及び代理人の意向を伺いながら、施設長と事業者において定めるものとします。

2 施設は職員等の資質向上のために、全国社会福祉協議会、神奈川県社会福祉協議会、相模原市高齢者福祉施設協議等の主催する管理者、従事者及び介護支援専門員の研修会に積極的に参加させるものとします。

3 この規程に定める事項の外に、運営に関する重要事項は、社会福祉法人寿幸会と事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 2月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 9月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成 26 年 2 月 21 日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。
- 附 則
この規程は、令和 1 年 11 月 17 日から施行し、令和 1 年 10 月 1 日から適用する。
- 附 則
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この規程は、令和 4 年 3 月 6 日から施行し、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。
- 附 則
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。